

■【トピックス】
3周年です！



3年前にニュースレターの発行を始めて、今月号で36号です。何とか発行紙続けることができました。

これも毎月お読みいただいている読者の皆様のお陰と感謝申し上げます。

この間、世界は激変してきました。

長らく変わることのなかった日本の政権が変わりました。経済では、リーマン・ショック以降、アメリカの凋落ぶりが顕著になりました。世界が変わることを実感した3年間でした。

■【ビジネス・アイ】
税制改正（2010）その2

社長 「何か小耳に挟んだんだけど、年金保険が大変なことになっているんだって！」

花野 「ええ、そうですね。年金保険を使って大きな節税対策を行っている人に影響がある税制改正が行われました」

社長 「年金保険を使った節税対策ってどんな方法なの？」

花野 「相続税法の中に、定期金の評価というのがありまして、それを使うと評価が非常に低くなるのを使った手法です。ただ前から問題視されていて今回改正されたんですけどね」

社長 「そうなんだ。具体的にはどんなふうに節税していたのか教えてよ」

花野 「例えばですね、今手持ちの1億円を、36年分割の年金保険に変えると、その評価が2千万円になるんです」

社長 「20%になるんだ！それだけでお金持ちは相続税を節税できるね」

花野 「聞くところによると、その上、評価が下がった年金保険を子供に贈与して、その後相当の期間が経過後に一時金でもらうというようなことが行われていたようです」

社長 「それはすごいね。それじゃダメになるわけだ」

花野 「今後は、解約返戻金など適正な評価が行われるので利用できません」

社長 「そうすると、これまで年金保険を売っていた保険会社が大変だね」

■【今月のキーワード】
定期金の評価

年金保険などの相続・贈与時の評価は、相続税法第24条に規定する「定期金の評価」によることになっています。しかし、この規定は昭和25年当時、まだコンピュータが発達していない時代のもので、簡便的に評価する規定でした。

実際には、受け取る年金額との間に大きな乖離が生じたため、これを利用した節税商品として年金保険が販売されたのでした。

しかし、今回の改正で評価の乖離が是正されたため、節税効果はなくなりました。

■【今月の1冊】
『「ほめる・しかる」で部下を劇的に伸ばす！
「20代男子」戦力化マニュアル』

齋藤 直美 著

日本実業出版社

¥1300

厳しい景気状況の中、新規の採用もままなりません。こんな時は既存の従業員の戦力化です。

しかし、今の若い人はなかなか理解してくれませんね。

そんな社長のために、若手をほめて・しかって育てるバイブルがこの本です。若い人が理解できない社長にお勧めの1冊です。



■【編集後記】

本格的な花粉の季節になってきました。花粉症の私にはつらい季節です。

長期の天気予報では暖冬の前報でしたが、寒い日が続く、花粉が少なめなのが救いです。

これからはしばらくは、マスクが手放せません。

『NEWS LETTER』 vol. 36（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2010.3.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>